

1. 議 事 日 程（初日）

（令和元年那智勝浦町議会第4回定例会）

令和元年12月10日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期の決定	3
日程第3	諸報告	4
日程第4	議案第91号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
日程第5	議案第92号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	11
日程第6	議案第93号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	14
日程第7	議案第94号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	15
日程第8	議案第95号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	16
日程第9	議案第96号 那智勝浦町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	17
日程第10	議案第97号 那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例	18
日程第11	議案第98号 那智勝浦町長期総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例	19
日程第12	議案第99号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	20
日程第13	議案第100号 那智勝浦町勝浦シーハウス熊野灘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	21
日程第14	議案第101号 損害賠償の額の決定について	27
日程第15	議案第102号 令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）	31
日程第16	議案第103号 令和元年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）	47
日程第17	議案第104号 令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）	49
日程第18	議案第105号 令和元年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）	50
日程第19	議案第106号 令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）	52
日程第20	議案第107号 中学校給食施設整備（建築）工事請負契約について	54
日程第21	諮問第4号 人権擁護委員の推薦について	55

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	城 本 和 男	2 番	東 信 介
3 番	曾 根 和 仁	4 番	荒 尾 典 男
5 番	藤 社 和 美	6 番	金 嶋 弘 幸
7 番	引 地 稔 治	8 番	左 近 誠
9 番	加 藤 康 高	10 番	中 岩 和 子
11 番	森 本 隆 夫	12 番	亀 井 二三男

3. 会議録署名議員の氏名

9 番	加 藤 康 高	10 番	中 岩 和 子
-----	---------	------	---------

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町 長	堀 順一郎	副 町 長	矢 熊 義 人
教 育 長	岡 田 秀 洋	消 防 長	湯 川 辰 也
総 務 課 長	塩 崎 圭 祐	教 育 次 長	寺 本 尚 史
会 計 管 理 者	西 眞 宏	病 院 事 務 長	下 康 之
税 務 課 長	三 隅 祐 治	住 民 課 長	田 中 逸 雄
福 祉 課 長	榎 本 直 子	観 光 企 画 課 長	吉 田 明 弘
農 林 水 産 課 長	在 仲 靖 二	建 設 課 長	楠 本 定
水 道 課 長	村 上 茂		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

事 務 局 長	網 野 宏 行
事 務 局 主 任	青 木 徳 之
事 務 局 副 主 査	北 郡 克 至

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

〔４番荒尾典男議長席に着く〕

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

９時３０分 開会

○議長（荒尾典男君） ただいまから令和元年第４回那智勝浦町議会定例会を開会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

９時３０分 開議

○議長（荒尾典男君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（荒尾典男君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

９番加藤康高君、１０番中岩和子君を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第２ 会期の決定

○議長（荒尾典男君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

１２番亀井君。

○議会運営委員長（亀井二三男君） 議会運営委員会の協議結果について報告します。

去る１２月５日に委員会を開催しております。

本定例会に付議すべき事件は１８件です。内訳ですが、条例制定１件、条例の一部改正９件、損害賠償の額の決定について１件、補正予算５件、工事請負契約について１件、諮問１件となっております。

会期は、本日１２月１０日から１２月１８日までの９日間を予定しております。本会議４日、委員会３日、純休会２日となっております。

それでは、議事予定表をごらんください。

〔議事予定表朗読〕

以上でございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日から１２月１８日までの９日間に行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、会期は本日から12月18日までの9日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸報告

○議長（荒尾典男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長からの報告はお手元に配付のとおりです。

町長より報告を求めます。

町長堀君。

○町長（堀 順一郎君） おはようございます。

本日、令和元年第4回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には御多用のところを御出席を賜りまして、心より御礼を申し上げます。

それでは、今議会に付される諸議案の説明に先立ち、町政報告を行います。

まず初めに、先日の台風15号、19号を初めとする豪雨災害でお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみ申し上げますとともに、被害を受けられました方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

本町でも、台風19号の高波により小金島漁港の防波堤の突堤が崩壊をし、漁港利用者の方々に御不便をおかけしておりまして、早急に復旧工事に取りかかりたく、今議会に補正予算を上程してございます。全国的に頻発している豪雨災害や南海トラフ地震等に対する対応のためには、国を挙げて短期間でハード対策を集中実施できる仕組みづくりが必要でございます。11月14日に東京都内におきまして開催されました南海トラフ地震に関する緊急防災対策促進大会に出席をし、意見表明を行い、本町の実情を訴えてまいりました。そして国に対し、緊急防災・減災事業債の延長等の財政措置を要望いたしました。

消防関係では、旧妙法小学校のグラウンドに40トン型耐震性貯水槽の新規整備が完了いたしました。

続いて、開催されました主なイベントについて御報告を申し上げます。

10月26日から11月3日にかけて、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」登録15周年を祝うイベントを開催いたしました。那智の滝ライトアップや本町出身のブルースギタリストによるコンサート、ランタンで夜空を彩るスカイランタンフェスタを開催いたしました。

続いて、11月10日に開催のねんりんピック紀の国わかやま2019ダンススポーツ交流大会には、全国各地から51チーム396名の選手が参加をし、大会当日は延べ500人を超える観客が来場されました。

11月26日には和歌山人会世界大会のふるさとめぐりツアーが実施をされ、和歌山県より世界各地へ移住された方々の御子孫170名が来町をされました。那智山等を観光いただき、太田小学校体育館での交流会を開催いたしましたところでございます。

次に、串本町への民間小型ロケットの発射場建設の関係につきましては、11月16日に起工式が行われたことを受けまして、12月2日に浦神地区の住民の方々に説明会を行ったところでございます。

また、11月5日から21日にかけて町政懇談会を町内6地区で開催をし、各地区でさまざまな御意見をいただいたところでございます。

人権尊重の関係では、5年に1度実施しております人権・同和問題に関する町民意識調査が完了いたしました。調査報告や啓発のため、地区別人権学習会を人権尊重委員会と役場管理職が講師団となり、来年1月に町内10会場で開催をいたします。

次に、本議会に提案しております議件の概要について御説明を申し上げます。

本議会に提案しております議件は18件でございます。その内訳は、条例制定1件、条例の一部改正9件、損害賠償額の決定1件、令和元年度補正予算5件、工事請負費1件、人権擁護委員の推薦1件でございます。

議案第91号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に伴いまして勤勉手当の支給率や俸給表を改正するものでございます。あわせて、会計年度任用職員制度導入に伴い、当該職員の給与に関する規定を追加するものでございます。

議案第92号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、会計年度任用職員制度導入に伴い、当該職員の給与や費用弁償に関し必要事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第93号の企業職員の給料の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員となる企業職員について必要事項を新たに追加するものでございます。

議案第94号の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の一部改正に伴うものでございます。

議案第95号の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員に関する減給の基準について新たに規定を追加するものでございます。

議案第96号固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例及び議案第97号手数料条例の一部を改正する条例につきましては、工業標準化法の一部改正に伴うものでございます。

議案第98号の長期総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例につきましては、審議会の事務局について改正を行うものでございます。

議案第99号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法の一部を改正するものに伴うものでございます。

議案第100号の勝浦シーハウス熊野灘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、当該施設の利用料について改正を行うものでございます。

議案第101号は、損害賠償の額の決定について議会の議決を求めるものでございます。

議案第102号は、令和元年度一般会計補正予算で、主なものにつきましては小金島漁港災害復旧工事、町単独災害復旧工事、下里中学校給食室改修工事、東京オリンピック聖火リレー事業に向けた経費及び給与改定に伴う人件費の補正で、歳入歳出予算それぞれ8,153万7,000円を追加をし、予算総額を84億5,482万3,000円とするものでございます。

議案第103号から議案第106号は、国民健康保険事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、

水道事業会計、病院事業会計に係る補正予算でございます。給与改定等に伴う人件費の調整がその主なものでございます。

議案第107号の中学校給食施設整備（建築）工事請負契約につきましては、当該工事請負契約を実施をいたしたく、議会の議決を行うものでございます。

諮問第4号は、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

以上が本議会に提案いたしました18件の概要でございます。その詳細につきましては担当課長から御説明申し上げますので、何とぞ御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。議員の皆様の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、諸報告並びに議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（荒尾典男君） 以上で諸報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第91号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第4、議案第91号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） おはようございます。

議案第91号について御説明申し上げます。

〔議案第91号朗読〕

関係資料といたしまして、関係資料と新旧対照表をつけてございますが、関係資料のほうをごらん願います。

改正概要についてでございます。

今回の改正につきましては大きく3点ございます。

1つ目は①のところ、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、欠格事項の見直しに伴い、本町においても同様の措置を講ずるものでございます。改正条例第1条文になります。

2点目は②のところで、令和元年人事院勧告及び和歌山県人事委員会勧告を踏まえ、本町職員の給料表、勤勉手当の支給割合の改定を行うため所要の改正を行うものでございます。人事院勧告並びに和歌山県人事委員会勧告の内容につきましては、月例給については初任給若年層の職員の俸給月額平均0.1%の引き上げ改定と、期末勤勉手当については民間の支給状況を反映して支給月数を0.05月分引き上げることとし、本年度の12月期の勤勉手当を引き上げ、令和2年度以降は6月期と12月期に分けてそれぞれ0.025月分引き上げることとされたところでございます。こちらは改正条例第2条、第3条関係になります。

続きまして3点目は、第4条関係でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、会計年度任用職員制度が令和2年度から開始されることに伴い、会計年度任用職員を含めた非常勤職員について本条例におい

で別に定める旨を明記するものでございます。

続きまして、改正内容についてでございます。

まず、第1条でございます。四角で囲んだ部分に内容を記載してございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人等について欠格条項により資格等を一律に排除する仕組みから、各資格、職務、業務等に適した能力の有無を個別的、実質的に審査し判断する仕組みに移行されました。その整備法附則第9条による一般職の給与に関する法律の改正に倣い、期末手当及び勤勉手当に関する規定のうち、成年被後見人に関する部分について削除するものでございます。

続きまして、第2条でございます。

令和元年8月7日付の人事院勧告並びに令和元年10月10日付の和歌山県人事委員会報告及び勧告に準じ、本町職員の12月期の期末勤勉手当の支給月数を0.925月分から0.975月へ0.05月分引き上げるものでございます。また、若年層職員が在職する号俸について給料表の0.1%改定を行うものでございます。これを本町の職員構成、給料表に当てはめて計算いたしますと、病院事業会計を除いた会計全体では給料月額につきましては平均年齢30.1歳、給与改定率0.26%となり、1人当たり月額731円、合計で176万4,000円の増額、勤勉手当ほか給与改定と付随する手当等を含め404万3,000円、共済負担金で71万円の合計651万7,000円の増額となるものでございます。

第3条関係でございます。

第2条で勤勉手当0.05月分の引き上げ分の支給について、12月分で引き上げるよう定めたものを来年度、令和2年度からは6月期及び12月期に均等となるよう分割し、それぞれ0.95月に改めるものでございます。この規定は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第4条関係でございます。

令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員を含めた非常勤職員について本条例において別に定める旨を明記するものでございます。

最後に附則でございます。

第1項、この条例中第1条の規定は令和元年12月14日から、第2条の規定は公布の日から、第3条及び第4条の規定は令和2年4月1日から施行する。

第2項、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用するもので、人事院勧告に準じ4月1日にさかのぼり適用するものでございます。

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。この規定により、4月1日にさかのぼり差額の不足分を支給するものでございます。

第4項、前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとし、規則委任するものでございます。

また、この改定に伴います給与等の増額分につきましては、今議会の各会計の補正予算に計上させていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

7 番引地君。

○7 番（引地稔治君） 4 月にさかのぼって支払われるやつもあるんやの。今そして令和 2 年から施行されるやつもあるけど、ちなみに、この条例改正によって病院部分は抜けてあるのかな、それ以外で人件費全体で幾ら上がるん。予算書で出たあったけど、計算すんのあれやから教えてください。全体で。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 今回の改定に伴います人件費としての金額でございます。

こちらにつきましては、病院事業会計を除いた分になりますが、平均年齢 30.1 歳、給与改定率 0.26% となり、1 人当たりの月額 731 円の改定となります。その関係で、合計で 176 万 4,000 円の増額となります。ほか、勤勉手当ほか給与改定に付随する手当等もございますので、それを含めまして 404 万 3,000 円、すると共済負担金が 71 万円の増加となります。合計で 651 万 7,000 円の増額となるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

2 番東君。

○2 番（東 信介君） 2 点ぐらい。

これは職員さんだけということで、今回非常勤のことも入れられてあるんですけど、これはこういうふうな入れ方をするとすることは、非常勤の方の給料も上がるのかなと思って、今非常勤の方の給料が低いと思ってるんですけど、その点いかがですか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 今回の改定につきましては正職員のみでございます。非常勤職員については対象外となっております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2 番東君。

○2 番（東 信介君） この改定後の一番最後のところに、非常勤の給与等についての規定がプラスされてるでしょう。これは何らかの意味があってプラスされてるんやと思うんですけど、この辺はどんなんですか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 今回非常勤の部分につきましては会計年度任用職員が令和 2 年度から開始されることに伴いまして、会計年度任用職員を含めました非常勤職員について、本条例においてそこを別に定めるという旨を明記したものでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2 番東君。

○2 番（東 信介君） では、これ最後に書いてる町長の定める基準に従って、任命者が決める

みたいなことが書いてあるんですけど、こういうことで理解してええんかな。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 次の議案第92号について会計年度任用職員についての詳しい条例を提出してございます。その旨でこの条例については簡単に明記するだけにとどまっているものでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 全く初歩的なお願いですけども、この人事院勧告、和歌山県の委員会の人事勧告のこの通達分をどのようになってどんなものが通達されているのか一回教えていただきたい、かように思います。いつ、どこで、誰宛てにどこからどうなっているのか、こういうことでよろしいですからお願いします。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 和歌山県の人事委員会の勧告でございます。

こちら、和歌山県人事委員会委員長から和歌山県議会議長、それから和歌山県知事宛てに出されているものでございます。職員の給与等に関する報告及び勧告についてという題でございます。令和元年10月10日付で実施、行われてございます。

内容につきましては、まず職種別民間企業実態調査ということで調査をした結果の報告、それからそれを踏まえた給与改定の状況ということで、委員会のほうの調査結果でございます。その結果といたしまして、調査結果に基づいて勤勉手当について平均こちら0.05月分下回っているということ、それから職員の給与について給与額が民間の給与額を0.1%下回っているという結果、そのことを踏まえて職員についての給与改定ということでこちらのほう報告、勧告なされているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 人事院の通達というのはどんなんですか。今のは和歌山県の人事委員会の勧告の内容だったと思いますけども、人事院の勧告はどうなってどう処理されてるんか一回教えていただきたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 人事院勧告についてのお尋ねでございます。

こちらと同じくボーナス分について0.05月分の引き上げ、それから民間給与との格差、こちら0.09%を埋めるために初任給及び若年層職員の月額を引き上げるという趣旨の勧告がなされているものでございます。こちらは、令和元年8月7日付で出されているものでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

7 番引地君。

○7 番（引地稔治君） 私、反対討論をさせていただきます。

この9月の議会に財政シミュレーションというのを皆さんいただいたと思います。その中でも財政シミュレーションの結果とあの中は皆さん御承知だと思うんですけど、10年ぐらいのシミュレーションの中で義務的経費が48%ぐらいですね。前の財政シミュレーションよりかはちょっとようになった。でもその10年で終わるわけやない。あと多分その厳しい状況が10年で終わる、ずっと続く、あと15年、20年、15年以上続くと思うんですけど、ほんでその中であの財政シミュレーションの中で、皆さん御存じなんですけど、病院の状況、補填、あの繰入金のやつは入ってませんよね。当然一時借り入れしていくんでしょうけど、その一時借り入れもいつまでもしていくわけに、公営企業法の中であの借り入れしたって、返さなあかんようになってますからね。その時点で一般会計から当然放り込まなあかん。そういう状況に当然陥ると思いますよ。そのときに、あの義務的経費が当然50%を超えていく状況、それを超えやんために7億円ぐらいの投資経費っていうのを見ていましたけど、それは7億円ぐらいっていうのは例年ずっと最低限度要るような額なんですよね、今。ほんでそこを急激に減らすのか。土木工事というのが一番減らしやすい、そこに響いてくるんでしょうけど、そこを響いたら住民サービスが落ちる、投資的経費が落ちるっていうのはもう当然なんですよ。ほんで、こんな状況の中、僕もできるだけ上げるのには反対もしたくないし上げることは悪いことではないですけど、今那智勝浦町の財政状況から見ると非常に厳しい。そういう意味で下げようとまでは言いませんが、ちょっと現状維持で頑張っていたきたいと、かように思います。

ほんで、この平成31年ですか、この4月までさかのぼって、ことしも病院当然経営赤字だと思いますよ、その状態で4月までさかのぼって上げさせてくれっていうのはよ、民間の考え方と言うと非常に理解しにくい。ここにおられる公務員の方々、公務員出身の議員さんには私の言っていることが非常識なんかもわからんけど、民間の出身の議員やったら普通これはちょっといかなもんかって思うんじゃないですか。皆さんちょっとでも御理解得れるようにと思いたいんですけどね。私の言っていることがこの議会の中では非常識なんかもわかりませんが、民間出身の僕から考えると非常に納得しがたいので反対させていただきます。

○議長（荒尾典男君） 賛成の討論はありませんか。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 本議案の条例改正は人事院勧告に基づいたものでありまして、本町の職員の給与体系もこれに基づいたものとなってございます。人事院勧告は民間給与との格差を解消するものということで、単純に給与を引き上げるというのではなく、当然俸給月額を引き下

げということもございます。災害や財政危機等の特別な事情がない限り本町の行政を担う優秀な人材、職員を確保するために賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第91号について原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（荒尾典男君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第92号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第5、議案第92号会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第92号について御説明申し上げます。

〔議案第92号朗読〕

次のページをお願いいたします。

会計年度任用職員制度につきましては従来、制度が不明確であり、自治体によって任用方法が異なり、勤務条件などに関する取り扱いがそれぞれであった特別職非常勤職員、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員につきまして、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により任用要件の厳格化など統一的な取り扱いが定められ、一般職の会計年度任用職員の仕組みを創設し、任用服務規律等の整備を図るとともに、必要な移行を図るものでございます。

関係資料等をつけてございますので、そちらをごらん願います。

まず、制定概要でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により創設された会計年度任用職員制度の導入に伴い、本町の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して必要な事項を定めるものでございます。

制定内容につきましては、各条文等の下に四角で囲った部分に記載してございます。

第1条でございます。この条例の趣旨といたしまして、各法令等に基づき会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとしてございます。

第2条では用語の定義を記載しております。正職員と同じ1週間当たり38時間45分勤務の職員がフルタイムの会計年度任用職員、38時間45分より短い勤務の職員をパートタイム会計年度任用職員と規定してございます。

2ページをお願いいたします。

第3条では、会計年度任用職員に支給する給与の種類について定めています。また、給与の支払いについては一般職の常勤職員と同様に口座振替の方法により支払うことができるとしてございます。

第4条から第17条については、第2章としてフルタイムの会計年度任用職員の給与について規定してございます。条例では制定しておりますが、現時点ではフルタイム会計年度任用職員の対象となる職種、人、人員等は本町では見込んでございません。

第5条でございます。フルタイム会計年度任用職員に適用する給料表につきましては、別表第1に規定のとおり一般職の常勤職員に適用する給料表の1級及び2級を用いることとしております。フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑困難及び責任の度合いに基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、等級別基準職務表の基準に従い任命権者が決定する規定としてございます。

第6条でございます。フルタイム会計年度任用職員の号給の決定は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する規定としてございます。規則については現在策定しているところでございますが、基本的に一般事務補助等が1級1号から10号給までとし、現在の給料表で申しますと14万6,100円から15万6,300円、学校支援員などの有資格者が1級5号給から14号給までとし、現在の給料表で申しますと15万600円から16万1,600円、保育士等が1級11号15万7,600円から25号給18万2,200円、看護師等が2級1号給19万5,500円から17号給22万3,200円というような基準割合を想定しているところでございます。

第8条から第15条については、手当について規定してございます。基本的には正職員に準ずるものでございます。

第14条の期末手当につきましては、支給割合を100分の100として任期が6カ月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して支給することとしてございます。

5ページをお願いいたします。

第18条からはパートタイム会計年度任用職員の給与について規定してございます。フルタイムでの手当につきましては、パートタイムにつきましては報酬として同様に支給されるものでございます。

下の四角の説明欄をごらん願います。

第18条は、パートタイム会計年度任用職員に係る報酬額の算定方法について定めており、第1項はパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要とされる知識、技術及び職務経験等に照らして第5条及び第6条の規定を適用して得た給与月額に対し、第2項から第4項までに規定する計算により決定することとしてございます。

第2項は月額で報酬の額を定める場合、第3項は日額で報酬の額を定める場合、第4項は時間額で報酬の額を定める場合の計算方法を定めております。

第5項は、前各項により計算し決定する報酬のほか、特殊勤務報酬、超過勤務報酬、休日勤務割り増し報酬、夜間勤務割り増し報酬及び宿日直勤務報酬を支給する規定としてございます。基本的にはフルタイム会計年度任用職員の適用となる給料月額から算定したものととなります。また、手当という名称は期末手当だけで、ほかにつきましては報酬という名称となっております。

第19条から第23条は、フルタイム職員の場合でいうところの各種手当について規定してございます。

第20条、超過勤務報酬でございます。パートタイム会計年度任用職員に定められた正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について超過勤務報酬を支給する規定としてございます。法令等に則した計算により支給するものでございます。

第21条、休日勤務割り増し報酬、第22条は一般職の常勤職員に支給される例によるものとして法令等に則した計算により支給するものでございます。

第24条、期末手当につきましては、任期が6カ月以上のパートタイム会計年度任用職員または6カ月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内において任期の合計が6カ月以上に至ったパートタイム会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する者に対して期末手当を支給する規定としてございます。

11ページをお願いいたします。

第28条、第29条は、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償について規定してございます。

第28条は、パートタイム会計年度任用職員に支給する通勤に係る費用弁償については、一般職の常勤職員の例によるものとし、その支給する額は1カ月当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるとしてございます。

第30条からは、雑則として規定してございます。

12ページをお願いいたします。

附則でございます。

第1項、この条例は令和2年4月1日から施行するものとしてございます。

13ページをお願いいたします。

この条例の施行の日前に、非常勤職員または臨時的任用職員として任用されていた者が施行日以降引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員に任用された場合のこの条例の規定による給料及び期末手当または報酬及び期末手当の年間見込み総額が前年度においてその者が受給していた給料及び期末手当または報酬及び期末手当に相当する賃金の年間給付総額に達しないこととなる場合は、当分の間権衡上必要と認められる限度において町長の定めるところにより必要な調整を行うことができる規定としてございます。

現在雇用されております非常勤職員または臨時的任用職員においては、制度改正に伴う不利

益をなくすものでございます。

附則第3項、給料表の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の給料及び報酬は、当該会計に係る条例の規定にかかわらず当該条例の施行の日の属する年度の翌年度の4月1日から生ずるものとしています。人事院勧告等における給料表が改定された場合においては、その適用は翌年度の4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第92号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第93号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第6、議案第93号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第93号について御説明申し上げます。

〔議案第93号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、会計年度任用職員制度が導入されるに伴い、水道事業等に係る会計年度任用職員についてその必要事項を新たに追加するものでございます。

第3条に次の1項を加えるものとして、第2項を定め、会計年度任用職員となる企業職員について規定するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第93号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第94号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第7、議案第94号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第94号について御説明申し上げます。

〔議案第94号朗読〕

次のページをお願いいたします。

この条例につきましては、地方公務員法に基づき職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに失職の特例に関し規定するものでございます。

今回の改正につきましては2点ございます。

さきの議案第91号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で説明いたしましたもののうち2点に係るものでございます。

まず1つ目は、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により地方公務員法が改正され、成年被後見人等を排除する規定が削除されたことに伴い、本条例で引用する条項のずれが生じたことから改正するものでございます。

2点目は、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日より施行されることにより、その身分の職員についてもこの条例に加えるものでございます。

新旧対照を添付させていただいておりますので、そちらをごらん願います。

まず、第1条関係でございます。

第5条第1項中、法第16条第1項第2号を、左側の改正後の下線部分、第16条第1号に改めるものでございます。地方公務員法第16条は地方公務員の欠格事項を定めるもので、改正前の第1号が成年被後見人または被保佐人となっており、この号が削除され第2号が第1号として繰り上がったものでございます。

第2条関係でございますが、第3条に第4項を加えるものとしてございます。会計年度任用職員の休職の期間については任命権者が別に定める任期の範囲内と定めるものでございます。

附則といたしまして、第1条の規定は令和元年12月14日から、第2条の改正は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第94号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第95号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第8、議案第95号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第95号について御説明申し上げます。

〔議案第95号朗読〕

次のページをお願いいたします。

この条例につきましては、地方公務員法に基づき職員の懲戒の手續及び効果に関し規定するものでございます。今回の改正につきましては、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日より施行されることに伴い、減給の基準について当該職員に関する規定を新たに追加するものでございます。

新旧対照表をごらん願います。

第3条中、給料の次に地方公務員法第22条の2第1項第1号の職員、これはパートタイム会計年度任用職員を指しますが、その報酬を新たに加えるものでございます。なお、フルタイム会計年度任用職員については報酬ではなく給料でございますので、改正せずとも該当となる規定となっております。

附則といたしまして、この規定は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第95号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開10時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時31分 休憩

10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第96号 那智勝浦町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第9、議案第96号那智勝浦町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第96号について御説明申し上げます。

〔議案第96号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、工業標準化法の改正により法律名称が産業標準化法に改正され、日本工業規格が日本産業規格へと変更されたことに伴い、本条例において準用している名称について改めるものでございます。

お手元の関係資料の新旧対照表をごらん願います。

別表の備考欄におきまして、「日本工業規格A列3番」となっております部分を「日本産業規格A列3番」と改めるものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第96号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第97号 那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第10、議案第97号那智勝浦町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第97号について御説明申し上げます。

〔議案第97号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、先ほどの議案第96号と同じく工業標準化法の改正により法律名称が産業標準化法に改正され、日本工業規格が日本産業規格へと変更されたことに伴い、本条

例において準用している名称について改めますとともに、あわせまして字句等の改正をお願いします。

お手元の関係資料、新旧対照表をごらん願います。

まず第1条では2行目、「別に定めるもののほか」の次に「、」を付すものでございます。

第6条では、「次に掲げるものは、」の文言を「次の各号のいずれかに該当するときは、」に改め、第1号、第2号、第7号における「もの」という字句を「とき。」に改めるものでございます。

別表（第2条関係）は「日本工業規格」の文言を「日本産業規格」改めるものでございます。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第97号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第98号 那智勝浦町長期総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第11、議案第98号那智勝浦町長期総合計画審議会設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 議案第98号について御説明申し上げます。

〔議案第98号朗読〕

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、長期総合計画策定事務を行う中で改正漏れが判明しましたので

改正をお願いするものでございます。関係資料といたしまして新旧対照表を添付させていただいております。そちらをお願いいたします。

第7条の審議会の庶務につきまして、総務課から観光企画課に改めるものでございます。本来であれば当課が新たに設置されました機構改革の際に担当課の改正をとり行っておくべきところでしたが、改正漏れがあった点については申しわけございませんでした。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第98号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第99号 那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第12、議案第99号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第99号那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき、認定こども園や保育所等のほかにゼロ歳から2歳児の保育の受け皿として定員19名以下の3歳未満児を預かる家庭的保育事業等を行うため、保育室の床面積や給食施設等の設備、職員の資格案件や配置等について基準を定めたものでございます。

今回の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、児童福祉法が改正されたこと

により号の繰り上がりが生じ改正するものでございます。

次のページに改正する条例を記載しております。

那智勝浦町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中、「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。第23条第2項第2号は家庭的保育者の欠格事由を規定しています。児童福祉法の改正により、法第34条の20第1項第4号が法第34条の20第1項第3号に繰り上がったため、改正をお願いするものでございます。

なお、法第34条の20第1項第3号は、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待または被措置児童等虐待を行った者、その他児童の福祉に著しく不適当な行為をした者と規定しております。

附則といたしまして、他の条例の改正と同様に令和元年12月14日から施行するものでございます。資料といたしまして新旧対照表を添付しています。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第99号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第100号 那智勝浦町勝浦シーハウス熊野灘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第13、議案第100号那智勝浦町勝浦シーハウス熊野灘の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 議案第100号について御説明いたします。

〔議案第100号朗読〕

次のページをお願いいたします。

勝浦シーハウス熊野灘の利用料につきましては、別表に定めた金額を上限として町長の承認を得て指定管理者が定めるものとなっております。今回の改正につきましては、別表の利用料のうち漁業者の欄を除く利用料について改正するものでございます。新旧対照表をおつけしておりますので、そちらをごらんください。

1人1泊についての利用料でございます。個室のトイレあり1室につき、漁業者以外の欄、1人利用で4,500円を8,000円に、2人利用で4,300円を7,000円に、3人以上利用で3,500円を6,000円に。小人の欄、2,500円を4,000円に。個室のトイレなし1室につき、漁業者以外の欄、1人当たり4,000円を7,000円に、小人の欄、2,000円を3,500円に。広間3人以上で1人当たり漁業者以外の欄、3,000円を6,000円に、小人2,000円を3,000円に改正するものでございます。

この施設の利用料につきましては、平成8年の条例制定以来改正を行っておらず、利用料には消費税等を含むものとなっております。消費税の関係や物価変動等、また施設の利用目的である漁業者の福利厚生を踏まえまして、漁業者を除く利用料を改正するものでございます。

また、この改正により上限額を大幅に上げることで指定管理者の裁量によりこの金額以内で繁忙期の利用料を上げるなど自由に利用料を設定でき、施設運営がより安定すると考えてございます。

この条例は、令和2年1月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

11番……

〔11番森本隆夫君「議長、説明を加えてほしいんですが」と呼ぶ〕

はい。

○11番（森本隆夫君） この改正の中身はどんなですか。宿泊者だけですか。宿泊料だけですか。ほかのものは何もないんですか。そこらの説明がなかったんで、ちょっと教えてください。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 御説明いたします。

今回の改正については、1人1泊についての宿泊料の改正でございます。先ほど言いましたとおり、漁業者以外の宿泊料ですね。それを改正するものでございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 今の課長の説明では、この訂正の部分は上限だということふうにおっし

やっておりましたけれども、ほかの施設と比べてこの料金も扱い者が下げることができるというふうなお話もありましたけども、大変ほかの施設としたら高いですよ。ほかの民間のほかのこういうふうな施設と比べたらね。そやから、そこなんかどんなに何を根拠にこうやってして制定されたかもう一遍教えていただきたいと思います。本当に近隣の1泊の素泊まりの人が5,000円までのほとんど境にしていますよ。それを8,000円やと。こうなったらちょっとこも、それは自由に下げても構わんよという説明ありましたが、そやけどやはりこうやってこの単価を打ち出すわけですね。泊まりに来た人には教えてあげるわけでしょう。そこはちょっとどんな裁定でこの金額を決められたのか、一遍教えていただきたい。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

そもそもこの料金の利用料の改定でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、この施設の利用料については平成8年から全く改正しておらず、消費税等も上がっておるわけですが、その改定もしてございません。消費税を含む金額ということでそのままの金額できております。そういった中で指定管理者さんの運営に対してかなり苦慮しているということをお聞きしておりまして、そして改正を行うものでございます。

上限の8,000円ということでございますけども、おおむね観光地のビジネスホテル等々でございましたら通常の平日の利用料金の8割程度を夏休み等の繁忙期で使っているということで、それを見越しまして上限額を一番高いので8,000円とさせていただいております。ただ、この金額の利用については指定管理者さんの裁量によるところでございますので、当然施設で8,000円となりますと利用者が少なくなれば当然指定管理者さんが収入が減るということでございますので、その辺は指定管理者さんの裁量にお任せするといったような条例になってございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 11番森本君。

○11番（森本隆夫君） あのね課長、ほかの施設を1回調べてきてくださいよ。こんなの8,000円台のないで、今。上限が幾ら、裁量で安うしたっても構わんっていうことであるけども、通常ここが8,000円やよって我々聞かれた場合は、8,000円や言やるで、とこういうふうなことになるたら、それはここの何は全然違うてくると思いますよ。そやから、もうちょっとほかの施設を1回見聞してこの料金をという考え方をせんと、僕はここの幾ら指定管理者が自由にせいよと言うたて、たまたま僕らがあそこ料金幾らやろかとか言われたら8,000円って言わなあかんでしょう。わからんでしょう。都合によってまけてくれるという話はそれはできたとしてもよ、そやけどほかの施設と比べたらやはり全然あかんよ。そこらをもうちょっと考え直す必要あると思うんです。1回御検討いただきたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

条例上は一番高いので8,000円、上限になってございますけども、当然指定管理者さんのほ

うでパンフレット等々で金額はお出ししていくと思います。そして、ここの料金は幾らですか  
というようなお問い合わせにつきましては、そちらの指定管理者さんのパンフレット等々の金  
額を提示することになろうかと思います。ですので、8,000円でしますということではござい  
ません。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） 現状今の状況を教えていただきたいんですけど、今の現状、その漁業者と  
漁業者以外の宿泊の今現在の実績ですね。どれぐらいの割合で宿泊されてあるか、それを利用  
状況だけ教えていただきたいです。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

利用状況でございますけども、年間宿泊客数で約2,000人程度で、漁業者がこれの約1割程  
度と聞いております。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 今課長の説明の中では、指定管理者の裁量で時期時期のこの上限とし  
て決めるということが説明であったんですけども、やはり今この上限は恐らく盆正の繁忙期の  
ことを思って高くしたと思うんですけども、今森本議員も言いやったように、その我々常にお  
客さん相手のときのことでしたらそういう一般のお客も来られる。その繁忙期幾ら、閑散期幾  
らとかという、その指定管理者の方と協議はしてないんですか。言うたら、閑散期のときは  
5,000円でいくよ、繁忙期になったら8,000円いくよとか、そういう協議なんかはしてないん  
ですか。もう皆指定管理者の裁量でうちはタッチせんと、タッチはせえへんのやけども、そうい  
う話は事前にはこれぐらいにしたいというようなあれは協議はしてないんですか。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

利用料について現状消費税上がる中でどういう状況なのかなというような打ち合わせはして  
おるところでございますけども、確かにこの繁忙期は幾らに、それから通常時は幾らにします  
というような取り決めというのは今のところ行ってございません。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 8番左近君。

○8番（左近 誠君） 改正で漁業者は4,000円、そのままということですね。ほいでこれ、  
8,000円というのは素泊まりとか、1食付朝食、夕方もつくとか、これ1泊こんな値段出たあ  
んねけど、これはどんなんですか。素泊まりやったら幾らとかあるでしょう。それはどんなで  
すか。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

基本的には宿泊料1人1泊についての宿泊料でございまして、部屋の利用料ということになってございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 8番左近君。

○8番（左近 誠君） 今ちょっとわかりにくかったですけど。例えば、ロコミが出てあるでしょう。見たら、朝食よかったと、おいしかったと、ほいで料金も、きれいに行き届いて掃除もできるといようなことをロコミ書いてあるんですけど。そやけど、御飯抜きで料金もあると思うんですよ。ところが、朝食がついて1泊でこれこの料金なのか、どんなんですか。それはちょっと。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

基本的には、条例といたしましては食事等々は関係なく1室の料金でございまして。ただ、指定管理者さんの裁量でパンフレット等々に載せる場合はお食事付で7,000円とか、夕食付8,000円というような表示はできるかと思っております。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 2番東君。

○2番（東 信介君） 何点か済いません。

これは改正されて施行されるのはもう正月用の料金からこれかかわってくるかなというのと、いつから施行されるかというのを1点と。

これ、漁業者って、よく漁業従事者、船乗りさんの奥さんとか子供さんとかもよく泊まられてるんですよ、お盆とかに。港まで帰らんと勝浦でおるよって。そういうときは、これ漁業者以外に規定されるんか、その辺。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えします。

施行につきましては先ほど申し上げましたとおり令和2年1月1日からでございます。

そしてまた、漁業者の御家族ということでございますけども、認識といたしましては漁業者ということで認識してございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はございませんか。

10番中岩君。

○10番（中岩和子君） 確認のためにもう一度お尋ねいたします。

先ほど、これ施設利用料ということでございますんでね、施設利用料というのは、本当に食事は施設利用料の中に入ってるんか、入ってないんか。もしこれが施設利用料で先ほど食事のほうは関係ないようなことおっしゃってましたんですけど、これ施設利用料が8,000円になって、食事代はまた別やということもあり得るわけですかね、その施設利用料という点でしたら。そのところの確認をよろしくお願いします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

この施設の利用料金でございますけども、条例のほうには当施設の利用に係る料金となっております。そして、別表のほうでは宿泊料となっております。基本的には部屋の利用料ではございますけども、宿泊料の中には当然設定次第では食事も含むことあるかと思えます。

以上です。

〔「食事を含まない場合は8,000円を超えてるときもあるんじゃないんかって聞きやんねろ」「せやけど」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 10番中岩君。

○10番（中岩和子君） もう一度確認でございます。

宿泊費ということは、そうしたら当然食事代も含んでるということで、1泊2食付、普通宿泊施設でしたら大体そんなんですけど、1泊2食付でこの8,000円が限度ということでございますね。

〔「いや、違うんやで」と呼ぶ者あり〕

違うんですか。やっぱりほいだら、本当の施設利用料だけですか。施設利用料というのは、その施設で泊まることが利用でしょう。お食事についてはまた別ということになりますんですね。そうしたら、この施設利用料が8,000円で、時にはお食事代が別にまた5,000円なら5,000円いただくということがあり得るわけでございますか。そういうことですね。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

施設の利用料でございますので、指定管理者の設定により別途夕食代5,000円プラスというような設定はできますので、上限的には部屋代8,000円プラス食事代という設定もできようかと思えます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第100号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第101号 損害賠償の額の決定について

○議長（荒尾典男君） 日程第14、議案第101号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 議案第101号について御説明申し上げます。

〔議案第101号朗読〕

今回お願いいたします本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第13号のその義務に属する損害賠償の額を定めることにより議決を求めるものでございます。

関係資料をごらんください。

写真は、当日の状況を撮影したものでございます。台風19号は日本の南を北上し、10月12日に当地方に最接近した後、大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸しましたが、この台風の接近に伴う高波の影響で観光栈橋本体のコンクリート部分を連絡橋との摩擦から保護するため設置している敷居鉄板が連絡橋に押し出されて、自立式案内看板等を押し倒し損傷を与えたものでございます。

損害賠償の額につきましては、議案に記載のとおり72万500円となります。内容といたしましては、損傷の度合いが大きいことから修復が困難なため、再製作による原状回復を行うものでございます。御可決賜りましたらこの後の議案第102号におきまして補正予算をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） これ、今後のことなんやけど、そのままここへまた同じところへ看板立つことになるんやと思うんやけど、今後また波によって同じようなことが起きることはないのか。それが心配してるんや。また、次もあつたらせなあかんっていうことやろ。そやから、もしそんな危険性があるんやったら寄せるとか、それとも何かが引っ張ってあるテントがそういうのが破損、ちょっと緩んだあつてよ、こんな現象を起こしてしまったのか。今後こういう同じような事例が起きやんか、それについて大丈夫なんかだけ聞かせてください。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

波による被害の前っていうのが、まず鉄板2枚を溶接させていただきまして、その鉄板1枚につき4カ所、計8カ所をボルトで栈橋の土台部分であるコンクリート部分と溶接していたと

ころでございます。それにつきましてきちんと調べ切れてないですけども、ここ10年余りはそういうこういう事故というか、損害を与えるような事象っていうのは発生していない状況でございますけども、また今後につきましては当然起こる可能性っていうのは否定できないのかなというところでございます。今現状といたしましては、とりあえず原状回復させていただいているところでございますけども、また起こる可能性もございますので、この点につきまして業者のほうとも相談させていただきながら今後の対策について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） ほんなら、管理が不行き届きであって、それにプラス波があつてなったわけでもないやね。管理はしてあったんやね。ほんで、今後でもそのような台風でよ、波が来るならまた同じ事故が起こりかねんやろ。ほんならもういっそのことよ、それやったらもう起きんようにそれも含めて工事すべきやないかな。そやなかったら、せつかくこの70万円出して直してよ、ほんで来年また同じような状況でまたやったらまた70万円出さなあかんのやろ。それやったら、その原因をちゃんと検証してやで、こんなことのないように。ほんでもうそれがよ、できやんと、そこがどうしても鉄板こうやってまたやったらというんやったらよ、看板の位置も考えなあかんやろうしやね。だから、この看板の場所なりほかもちょっと中の島と相談してよ、やってもええんちゃう。そやなかったら、同じことをまた2回繰り返してやったらよ、一緒やで。どうですか。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

まず、看板の位置につきましては当然我々も、また起こる可能性がありますので移動できないのかというところについては、また中の島さんと話を詰めさせていただきたいと思っております。

あと、再度起こらないような措置ということで、一応この今の管理の仕方がボルトでコンクリート部分ととめているというような状態なんですけども、コンクリート栈橋の、連絡橋のコンクリート部分という厚みが少ないこともありまして、どういった方法がいいのかっていう点を踏まえて今ちょっと業者さんのほうとお話しさせていただいているところでございます。

あと、業者が見たところによると、またチェーンのほうもきっちりとまってないと、経年劣化の話もありますけども、そういった管理っていうところももう一度見直したほうがいいのではないのかということは御提案いただいておりますので、その点も踏まえて整備のほうは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） この70万円、看板直すのは当然あれしたらいいんやけど、ほんでそれ別に、次もないように別途工事でよ、そこの業者によく聞いて、最良の構造に変えるなら変える

でよ、その工事も含めて次も同じようなことのないようによろしくお願いしますわ。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 議員おっしゃられるとおり、再発に起こらないような形の措置を、今年度中っていうのはなかなか難しいですけども、来年の台風シーズンまでに対策を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） ちょっとこれ確認というか、これは建設課長、これ中の島までの町道も入ってあるんですね。この浮き栈橋、これは町が管理してあるというようなことですけど、この台風19号の被災によってこの施設が被害に遭って中の島さんのこのあれを倒したということであるんですけども、これ一点、これ補正で聞いたらええんかどんなかわからないんで今回聞かせてもらいますが、これは保険とかその施設、自分とこの町の施設で被災をしてやったということで、保険は入ってないんですか、この施設、橋自体。例えば、次に出てくるような畜産団地とか、おのおのの各町の行政の施設は災害保険入ってあると思うんですけど、これは入ってないんですか。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えいたします。

保険についてでございますけども、まず町の管理物件が損害を受けた場合につきましては当然保険っていうのは入って管理してございますけども、この物件につきましては中の島さんの管理ということで保険の対象にはなってございません。

あともう一点、総合賠償責任保険っていうのにつきましては、管理に重大な瑕疵がない場合については保険の対象となりませんので、今回のような場合は対象にならないのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 今の課長のでは、うちに瑕疵がなければ保険は適用されないというようなことで、これ正直、うちに瑕疵あるんちゃうん。浮き栈橋が今の鉄板が寄せてきて、それになっていったんやろ。そうなったらやっぱり保険適用ができるのかなと思う。正直言ったらこの浮き栈橋自体は保険入ってあるんやろ。入ってないんか。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

まず、保険の対象かっていう、保険に入っているのかっていうところでございますけども、これにつきましてはこの災害のときには入れていない状態で、入らないといけなくなっている話をしたところで起こってしまった事故損害になります。

それと、瑕疵なのではないのかという御質問に対してでございますけども、通常自然災害の場合は保険の対象外になるのかなと思っておりますので、この瑕疵というところまではなかなか

か、うちのほうも適正に管理してたと思っておりますので、なかなかそこまでは言えないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 今言う保険に入らなあかんということを言われております。もうこの栈橋自体が老朽化が目に見えて、もう前々からこの施設の有無についてこの議場で議論をされておると思うんです。ですから、今後ともこういった状況、ほんでこの自然災害というのは非常にこれから先も起こり得る問題だと思いますんで、ぜひとも保険も入り、またこういったものがこれをまだまだ持ち続けるのであれば、管理し続けるのであれば、やはり、何か去年ですかね、補修工事いろいろやったと思うんですけども、やはり保険も入っておくべきやないかなと思います。今後ともそのような形で検討していただきたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） お答えします。

保険につきましては早急に入れるような手続で進めるよう担当等も話しているところでございます。ただ、時期についてはまだわかりませんが、入る方向で今調整してございます。

あと、老朽化しているということもありますので、適正な管理に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第101号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開13時。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時33分 休憩

12時59分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（荒尾典男君） 再開します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第15 議案第102号 令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）

○議長（荒尾典男君） 日程第15、議案第102号令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第102号令和元年度那智勝浦町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,153万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,482万3,000円とするものでございます。

第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款11の地方交付税から款22の町債まで、歳入合計で補正前の額83億7,328万6,000円に補正額で8,153万7,000円を追加し、計で84億5,482万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1の議会費から5ページの款10災害復旧費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

6ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

東京オリンピック聖火リレー事業業務委託として、期間が令和2年度、限度額353万5,000円の債務負担行為を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、過疎対策事業から公共事業等まで、補正前の限度額計11億1,294万7,000円を11億4,953万7,000円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と次の9ページの歳出について、それぞれ8,153万7,000円の増額をお願いしてございます。

9ページ、歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金3,131万1,000円、地方債

4,960万円、その他80万3,000円、一般財源は17万7,000円の減額となっております。

10ページをお願いいたします。

総務課の関係でございます。

2、歳入でございます。

款10地方交付税、目1地方交付税、補正額は1,283万3,000円の追加で、計で29億8,135万1,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

款22町債、目6土木債、目8教育債、目10災害復旧債につきましては、説明欄に記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございます。

目8の臨時財政対策債につきましては、起債額の確定に伴うものでございます。

13ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

まず、人件費についての補正でございます。

款1議会費の目1議会費から、30ページの款9教育費の目1社会教育総務費までの各科目の節2給料、節3職員手当等、節4共済費についてそれぞれ補正をお願いしてございます。これは、人事院勧告による4月分からの差額支給に伴う増額と、4月1日付人事異動などによる調整となっております。人勧の給与改定率は先ほど議案第91号職員の給料に関する条例の一部を改正する条例で説明させていただきましたとおり、若年層職員の俸給月額平均0.1%の引き上げ改定で、これを本町の職員構成、給料表で計算いたしますと、一般会計では平均年齢29.9歳で、給与改定率0.27%、1人当たり平均月額752円の増額で、合計164万5,000円の増額。勤勉手当につきましては0.05月分の増額で1人当たり平均月額1万8,136円の増額で、合計337万4,000円の増額となっております。これらに伴います共済費等で92万1,000円の増額となり、合計で594万円の増額となっております。病院事業会計を除いた会計全体では651万7,000円の増額となっております。

人事異動等におきましては、休職、育児短時間勤務等による減額などで、一般会計では給料で998万4,000円、手当で257万9,000円の減額となっており、共済追加費用の減額などにより共済組合負担金で1,134万3,000円の減額となっております。

それぞれの各科目での説明は省略させていただきたくお願い申し上げます。

14ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費、節11需用費で40万円の増額補正をお願いしてございます。本庁舎の雨漏りが発生しております関係で4階屋上の修繕工事をお願いするものでございます。

17ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉総務費、一番下の目3老人福祉費、節28繰出金で68万円の減額補正をお願いしてございます。説明欄記載の介護保険事業費特別会計への繰出金でございます。

28ページをお願いいたします。

款8 消防費、目5 災害対策費、節3 職員手当等、補正額150万円の増額をお願いしてございます。10月11日から13日にかけて発生した台風19号などに係る防災業務に従事した職員の超勤手当でございます。台風19号では避難所の開設などに59名が従事いたしております。週休日、加えて夜間に係る配備体制であったことから特に増額を要するものとなった次第でございます。節9 旅費、補正額20万円につきましては、台風19号災害による栃木県への応援職員の派遣旅費でございます。11月3日から8日にかけて栃木県佐野市へ災害家屋の被害認定調査に当たるため職員2名を派遣したものでございます。

33ページをお願いいたします。

このページから35ページにわたり補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明のほうは省略させていただきます。

総務課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 住民課の関係について御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項3 委託金、目2 民生費委託金、補正額10万8,000円は、説明欄に記載の基礎年金等事務費交付金で、年金生活者支援給付金の支給に当たり受給者所得情報の年金機構へのデータ送信の仕様が変更となったことにより、国民年金システムのシステム改修が必要となるためこれに要する経費を受け入れるものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、節区分28繰出金248万5,000円の減額は、説明欄に記載の国民健康保険事業費特別会計繰出金で、後ほど国民健康保険事業費特別会計のほうで御説明させていただきます人件費の補正に伴い減額するものでございます。

目2 国民年金事務費、節区分13委託料10万8,000円は、説明欄に記載の電算システム改修業務委託で、歳入で御説明させていただきました国民年金システムの改修を行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） 農林水産課の関係について御説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2 国庫補助金、目8 災害復旧費国庫補助金、節1 漁港施設災害復旧費補助金3,001万5,000円につきましては、令和元年10月12日の台風19号の被害を受けた小金島漁港の災害復旧に係る事業費の66.7%を受け入れるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入の80万3,000円につきましては、畜産団地に係る台風19号の被害による保険金を受け入れるものでございます。

23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項3水産業費、目1水産業総務費、節11需用費の補正額200万円につきましては、勝浦シーハウス熊野灘と那智漁港に係る修繕料でございます。

農林水産課関係資料の1ページをごらんください。

図面は勝浦シーハウス熊野灘で、下が県道側になります。駐車場にございます合併処理浄化槽へ汚水を流している配管の途中にある、赤丸で示しております排水ますが老朽化によりひび割れを起こしております、浄化槽への流入がスムーズに行われていない状況となっております。これを改善するために今回この3カ所のコンクリート製排水ますを撤去し、プラスチック製のインバーターますに取り換え、また配管の敷設替え等も合わせて行う費用をお願いするものでございます。予算額は100万円を見込んでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

那智漁港でございます。左上の写真の塔の先端部分に標識灯が設置しております、漁港内には5カ所設置しているところでございますが、赤丸で囲んだ2カ所が老朽化により故障してございます。船舶の航行に支障を来すため今回この2カ所の修繕をお願いするものでございます。予算額は100万円を見込んでございます。

予算書に戻っていただきまして、31ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、節15工事請負費の200万円につきましては、下里畜産団地の台風19号による被害の災害復旧工事で、屋根などの復旧を行うものでございます。

関係資料の3ページのほうをお願いいたします。

下里畜産団地のC棟及びD棟の屋根等が写真のとおり被災したものを今回復旧を行うものでございます。

済いません、予算書に戻っていただきまして、目3漁港施設災害復旧費、節15工事請負費の4,500万円につきましては、小金島漁港の台風19号による被害の災害復旧工事で、防波堤12.1メートルを復旧するものでございます。被災状況につきましては関係資料の4ページにつけさせていただいておりますとおりでございます。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

25ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款6商工費、項2観光費、目1観光総務費、節19負担金、補助及び交付金50万円につきましては、JR那智駅前のバス停統合に伴うバス停掲示板整備に係る熊野外国人観光客交通対策推

進協議会への負担金でございます。

観光企画課関係資料をごらんください。

現状といたしましては、道の駅なち内に那智山線及び町営バスのバス停があり、国道42号沿いには紀伊勝浦駅と新宮駅を結ぶ新勝線のバス停が紀伊勝浦駅方面と新宮駅方面に分かれて存在しています。このため、鉄道とバスの重要な乗りかえポイントでありながら目的地への乗り場が非常にわかりづらいことや、新宮駅方面へのバス停へ向かうには国道を横断しなければならないことなど利用者の利便性、安全性の双方に課題を抱えている状況でございます。これらの課題を解決するために、3つに分かれているバス停をＪＲ那智駅前に統合整備し、利便性、安全性の向上を図ろうとするもので、現在令和２年４月１日の統合を目指し関係機関と調整中でございます。このバス停の統合に伴いまして、町営バスの時刻表や周辺案内図などを含む掲示板の整備が必要となります。バス停掲示板の整備費用につきましては、県やＪＲ、バス事業者などで構成されます熊野外国人観光客交通対策推進協議会と熊野交通とまた本町の３者で３分の１ずつ負担を予定しており、予算の補正をお願いするものでございます。

予算書に戻っていただきまして、目２観光振興費、節２２補償、補填及び賠償金72万1,000円につきましては、先ほどの議案第101号で御可決いただきました台風19号災害に係る損害賠償金でございます。

観光企画課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

10ページ下段をお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項２国庫補助金、目４土木費国庫補助金、補正額118万8,000円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分１社会資本整備総合交付金でございます。説明欄記載、未就学児等の交通安全緊急対策事業に対する国の補助金の受け入れでございます。補助率54%でございます。

26ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款７土木費、項１土木管理費、目１土木総務費、節区分15工事請負費220万円の増額をお願いするものでございます。説明欄記載、未就学児等の交通安全緊急対策工事として、歩行空間確保のため路肩にカラー舗装を行う費用でございます。本年５月、滋賀県大津市におきまして集団で歩道を通行中の園児らが死傷する痛ましい交通事故が発生したことにより、国の交通安全対策に関する関係閣僚会議が開催され、未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策が取りまとめられました。その中の一つとして、未就学児を中心とした子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保の方策を早急に取りまとめ対策を講じることとなりまして、全国で関係省庁連携のもと警察署並びに道路管理者、そして関係部署によります幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部及び児童発達支援事業所等、対象施設の集団移動経路の緊急合同点

検を本年9月末までに実施し、10月末までに対策案を取りまとめ報告するよう国、県からの依頼がございました。したがって、本町におきましても新宮警察署、新宮建設部、本町福祉課、建設課で緊急点検を行い対策案を和歌山県に報告しましたところ、未就学児等の交通安全緊急対策に必要な国庫補助金を和歌山県が今年度追加で確保することとなりましたので、町内各保育所と児童発達支援センター及び重症心身障害児者通所事業所からの要望意見をもとに交通安全緊急対策の工事を行いたく、今回その費用をお願いするものでございます。

お手元に配付させていただいておりますA3サイズ横置き、未就学児等の交通安全緊急対策工事の地図をお願いいたします。

緑色実線の部分がカラー舗装施行予定箇所でございます。添付写真は、整備後の参考イメージとなっております。

予算書に戻っていただきまして、27ページをお願いいたします。

項3河川費、目2河川改良費、補正額1,468万5,000円の増額をお願いするものでございます。

主な内訳としまして、節区分19負担金、補助及び交付金1,484万9,000円でございます。説明欄記載、和歌山県が実施します土砂災害対策事業の地元県事業負担金でございます。湯川地内で2カ所、下和田地内1カ所、浦神東地区で1カ所の計4カ所の急傾斜地崩壊対策工事と、二河地内、南大居地内、浦神西地区でそれぞれ各1カ所の計3カ所の小規模土砂災害対策工事、そして口色川地内、浦神東地区での各1カ所計2カ所の災害緊急崖崩れ対策工事、合計9カ所分の県事業負担金でございます。

32ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、補正額440万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分15工事請負費でございます。本年10月12日の台風19号とその後の秋雨前線によります集中豪雨で発生しました説明欄記載の道路災害が宇久井地区で7件、那智地区7件、勝浦地区1件、太田地区1件の計16件と、河川排水路の災害が宇久井地区、那智地区、下里地区でそれぞれ各1件の計3件、合計19件分の国庫補助の対象にならない小規模な災害あるいは災害復旧事業の適用除外となる工種の工事費をお願いするものでございます。

配付させていただいておりますA3サイズ縦の町単独土木施設災害復旧19カ所の位置図に赤色丸をつけたところが発生箇所でございます。そして、それぞれの箇所に道路河川の名称及び件数を記載させていただいております。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

29ページをごらんください。

下段です。款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費、節19負担金、補助及び交付金、補正額39万2,000円は、総合学習活動費補助です。令和2年2月15日に東京大学で開催される第

7回全国海洋教育サミットに下里小学校児童が参加し発表を行います。それに要する旅費等を補助するものです。これは、海洋学習の一環として小学校でこれまで取り組んできたウミガメ保護活動研究発表を行うもので、教員2名、児童10名分の旅費をお願いしています。

30ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費95万4,000円は、修繕料です。9月20日の雨で幅6メートル、高さ3メートルにわたり色川中学校の運動場横の石垣が崩壊しました。その後雨が降り続く中、10月12日の台風19号で被害が広がり、幅9メートル、高さ3メートルにわたり石積みが崩れたもので、その修繕を行います。降雨量等が補助基準未満で、今回町単独により事業を行うものです。

別紙補正予算第4号教育委員会関係資料をごらんください。

上段に色川中学校の平面図、修繕箇所、運動場の端になりますが、そちら崩れております。下段に写真を添付させていただいておりまして、こちらの修繕を行うものでございます。

予算書に戻っていただき、下段、目3学校建設費、節15工事請負費、補正額2,500万円は、下里中学校給食室改修工事の増額をお願いするものです。工事費は、当初見込んでいたものより事業費がふえてしまいました。そのため、事業費を下げるできないか検討も重ねてきましたが、資材や人件費の高騰などにより結果的に増加してしまいました。また、関係機関との協議に時間がかかり事業がおくれてきており、後ほど議案第107号において請負契約の議決をお願いしているところでございます。そうした中で、少しでも早く完成を目指したいと、建築工事と電気工事から入札を行いました。その結果、入札差額は出ましたが、事業費が膨らんでしまっているためこれから発注を行う厨房設備工事の費用が不足する事態となりました。そこで今回補正をお願いするものです。

今回の工事は、下里中学校給食施設整備建築工事、電気工事のほか、準備を進めている厨房設備工事等を工事を分けて発注する予定となっております。工事費の増加が予想以上に大きかったとはいえ、当初予算計上時に積算の甘さが出てしまい、今回補正という形になってしまいました。まことに申しわけございません。今後はこのようなことがないよう、予算計上は慎重にしていきたいと思います。

それでは、31ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目1保健体育総務費244万4,000円の補正です。来年4月10日、那智勝浦町を舞台に東京オリンピック聖火リレーがとり行われます。本町では那智の滝前を走る予定になっています。今回お願いする費用は、町内における聖火の出発式、そして聖火リレーに係るものです。年度当初の開催であることから、令和元年度に主に準備費用、令和2年度に実施に係る費用、警備費用等です、そちらをお願いすることになっています。総額578万9,000円で、令和2年度に353万5,000円の債務負担行為をお願いしています。節11需用費16万円は、準備に係る消耗品と事前周知用チラシ印刷費用です。節12役務費3万円は、事前周知用新聞広告料です。節13委託料225万4,000円は、業務委託の費用です。出発式の際の運営に係る会場等の準備物の作成、周知及び案内用看板作成、そして設置、そして警備に係る準備物の作成を予定して

おります。令和2年では警備委託等の予算をお願いする予定となっております。

教育委員会の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 何点かお聞きします。

まず初めに、25ページの観光費、目1の観光総務費の中の節19負担金、補助及び交付金50万円あります。先ほど課長の説明の中では、この熊野交通等々調整中という文言があったと思うんです。調整中にもかかわらずこの50万円、熊野交通またこの協議会ですか、等々で負担して50万円ずつ出したという150万円、これはこの看板の費用になるのか、それとも何らかのその調整の段階の費用になるのか、この負担金についてのもう一遍詳しく教えてください。

それから、26ページの土木総務費の工事請負費220万円。未就学児等交通安全緊急対策工事、これ課長の説明の中で、これ未就学児、保育所園児が対象だと思うんですけども、先ほど課長言われたように、この5月に滋賀の大津市での事故で園児が亡くなられたと、被害に遭ったということは私も重々承知しております。そういった関係で、今警察とかいろんな形の中で今回この工事がというか、これが出されてきたんですけど、あと町立の保育所とか、わかば保育園、そういったところのものは協議しているのか。今後このような形で散歩する、例えば宇久井の場合でしたら宇久井の漁業の漁会のほうへして魚揚げののを見たりいろんなことの散歩してます。そういったときにやっぱり交通事故というのが一番懸念される中で今後どのような考えをしていくのか。ちょっとそれをお聞きします。

それから3点目ですけども、30ページの教育費。中学校費の工事請負費2,500万円。この説明ではわからなかった、今次長からの説明の中では工事が膨らんできた。次長自体の今の説明では当初の予算見込みが甘かったということ認めてますけども、これ甘かったという状況ではないですね。1億4,900万円ほどですか、当初。1億4,500万円ちょっとの工事請負費、これを上げといて、ほんで工事が膨らんできたよ。ほんなら高なった分を一括で工事発注できんよ、そうなったときはほいたら何点か除いて発注していこう、ほんで足らん分また要求したらええわということになりますと、私ら3月にこの当初予算で説明を受けて学校給食やりますよというこの1億4,500万円ほどの予算でいけるものと思って承認してあるわけです。それが、それで今年度の当初予算が約83億円ぐらいになったと思うんです。そういったことも踏まえて、ああことは大分抑えたあるな思いやったら、こんなんしてぽんと出てくる。これは本当に当初予算の甘さ、これが見えてきてると思います。ですから、要するにこの点の視点は、この2,500万円を補正したならば、今してですよ、今宇久井の中学校、下里中学校も改修ある、この厨房機器もある、これが今補正で通ったとして4月に、今年度ですから4月にみんな終わると思うんですけども、これ、町長の3月の諸報告の中で来年4月から中学校給食の実施に向け給食センターを整備いたしますという諸報告をいただいております。それと町の広報の中でその予算、一般会計80億3,100万円というこの中で、この中にも来年4月から中学校給食実施に向け給食センターを整備しますってうとうてある。それでそういった中でもうとうて

ある。そういつて当初の3月で4月にやりますよということをやりながら、これおくれるということになったら学校のこの今の6年生ですかね、小学校の、それと1年生、2年生の父兄は非常に心配していると思うんです。そういったことも踏まえて、やはりただ単に見込みが甘かったでなしに、やっぱり工事費を上げるんだったら十分精査した上で上げていただきたい、そのように思います。そういったことを踏まえた中で教育委員会としてどのような考えを持ってるんか。これで4月1日から実施できるのかどうかの御回答をお願いします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長吉田君。

○観光企画課長（吉田明弘君） 協議会への負担金への使途についてでございますが、このたびの負担金につきましては、現在那智駅前に3カ所あるバス停を一つに統合することに伴う新たなバス停看板を設置するための負担金となります。負担割合につきましては先ほど申し上げましたとおり協議会と熊野交通さんと本町の3団体で50万円ずつの計150万円を予定しております。

それから、私の説明の中で調整中というのは、今回このバス停を一つに統合することによりまして路線の変更というのも生じてくることとなりますので、その今準備というか調整をさせていただいているというところで調整中という言葉を使わせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 今回緊急交通安全対策工事でございますが、予算計上するに当たりまして9月末までに町内各保育所、そして私立保育所等未就学児の施設の方々の御意見、調査をさせていただいております。その中で、カラー舗装の長区間の要望がございましたのが通園くじらとなっております。そして、今後も同様の要望がございましたならば、来年度以降未就学児の交通安全対策補助金を活用しまして安全対策は行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 中学校給食の関係でございます。

まず、予算計上に当たりまして、当初議員おっしゃったように1億4,500、それが今回2,500万円の補正を計上させていただいたということ、人件費の高騰であるとか資材の高騰であるとかというようなこともあります。それをもちまして私どもの予算を立てる際の見込みが甘かったということ、これはもう本当におわびするしかございません。申しわけございません。

それともう一点、4月からということで、堀町長のほうがことしの第1回定例会の冒頭にも中学校給食整備事業として来年4月からの中学校給食実施に向けた予算を計上してございましてということを申し上げました。そしてまた、堀町長立候補される際、子育てが安心してできる環境づくりを行いますということ、そしてまた、前町長、森町長が中学校給食を早期に実施しますというようなことで、ここ2年、3年の間中学校給食については教育委員会でも職員一丸

となりまして、そして研究し、そして関係者、学校関係者、そして給食関係者含め研究してきたところではございます。そして、ことしの当初予算で予算を上げさせていただいたわけでございます。給食を心待ちにいただいている保護者の皆様、そして生徒の皆様におわびさせていただきたいと思っております。

そして、この給食につきましては、施設ができたからすぐに給食を開始できるというものはなかなかございません。そういった面で、やはり例えば給食センターを導入している串本町等にしましても、やはり施設が完成してから2カ月から3カ月の準備期間、その間に調理員さんの調理の実際の研修といいますか、400食ほどの給食をつくることになりますので、そういった現場での実習というのが必要になってまいります。そういったことも踏まえましておこなっていることをおわびさせていただきたいと思います。どちらにしましても、設計の面、そして4月からということに対しておこなっている件、私どもの事務管理のまずさだと痛感しております。どうぞよろしくお願いします。

〔2番東 信介君「議事進行」と呼ぶ〕

○議長（荒尾典男君） はい、議事進行、何ですか。

○2番（東 信介君） 給食センターの件なんですけど、厨房設備工事と備品購入ということで、これで資料、備品購入とか工事内容とか審議する内容ではちょっと不足じゃないかなと思うんですけど、資料が少な過ぎるさかい、どういう工事するかというのをある程度できません。

○議長（荒尾典男君） 質疑やね、それ。

○2番（東 信介君） だからこれで、いやこれで資料をもらえんのって。

○議長（荒尾典男君） 資料をもらえんのかということやろ。そんなん一々議事進行やなしに、質疑。

○2番（東 信介君） 議事進行でね。これでは資料、亀井さんも質問するのよ、工事内容がわからんでしょう。

〔「これは違う」「工事内容は」と呼ぶ者あり〕

だから、厨房設備工事の工事の今度2,500万円の工事でしょう。

〔「全然違うんで」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

13時46分 休憩

13時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） ちょっと何を聞こうとしやったか忘れてしまったんで、ちょっと順序まちまちになるけどよろしくお願いします。

この未就学児のこの歩道については、福祉課長さんにもお聞きしますけども、うちの保育所

はこれは要ると言うたんですか、要らんとするんですか。もうええんですか。その辺を一つお聞きします。ほんで、今後考えていくというんやったらまた答弁願います。

それから、その給食の関係ですけども、これ今次長言うたように、前森町長からこの中学給食やるよというようなことも言っておるのは僕も記憶にあります。そういった中で関係者で検討したよというんやけども、その検討した時期が、設計委託を出したのが5月中やと思うんですよ。それから各地区で打ち合わせして何が要る、これが要るってそういうふうな形になっていったんちゃいます。僕はそれを先に、この今年度でやろうと思ったらこの工期逆算していったらどれだけで済むかというのをしたら、そういう検討はこれ検討に予算要りませんからね。ほんで新年度の検討で進めたらええと思うんですよ。そういうのを設計委託してからそういう話し合いをしたから、設計者もそれを聞いてからの設計になるんで、これが上がってきたのがこれ10月ごろでしょう。この間の設計の入札ということになるでしょう。ほしたら、設計が5月から11月までやったら当然12月から3月までの工事、無理ですよ、これ。そういったものも計画性を持って、森さんがやる言うんやったらそのときからずっとどうやってやるか、前の前議会でもいろいろ給食の方法はどうかって検討をこの本会議場でやってましたわね。そういった中で学校給食ということで進めた中では早く手を打たなったら、この1年間の予算では到底無理がくるというように思います。

ほんで、ただ、一番私気になるのが、これがもしおくれる、今工事完成してもあと現地での調理員さんらの研修、実習等があるということを言われました。そうなったら当然おくれますわね。工事が3月31日に終わったとしても。そうなったときに中学校の校長や今小学校6年生から中学校2年生までの保護者、生徒等も、保護者は特に4月からやるって期待してあるんですよ。その方々に早く説明をしてあげて納得してもらわなったら、説明、理解を求めなったら、そのままします、しますで言って、おくれますってなったら、保護者も準備してないと思うんですよ。そこら辺の考えをもっと早くやらなったら、これそのままいつて3月になって、あ、できませんでしたでは済みませんよ。なんで、今のうちにこれ終わったらすぐにでも保護者父兄のお父さんお母さんの方、また子供たち、先生方に早くそういうことを徹底して連絡も上手にせなったら、中学校の校長、給食4月から行きますって言ったら返事できななんだという校長もおるんですよ。恐らく父兄は教育委員会へ質問、問い合わせ来るとは思いません。宇久井の中学校、今回の該当者ですね、那智中でもそうです。教育委員会にいつできるんて聞くよりか、校長に聞きますわ、学校長に。そやからそこら辺をちゃんと打ち合わせした上で、どの辺にかかりますというのをしていかならなはずだと思うんですよ。なんで、早く保護者にやるべきということであります。

要するに、取っかかりが遅いんですよ。これ正直教育委員会の次長初め教育長にも申しわけないけど、教育委員会のもう仕事による怠慢やないですか。もっともっと先手を打ってやらななったらあかん。そのためには、建設課にも技術屋おるんやし、いろんな面はあるし、町内にも設計される方もおるんやから、十分早く先手を打ってやるべきやと思います。その点についてお答え願います。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 最初の質問の未就学児の整備でございますけども、各保育所に問い合わせしました結果、カラー舗装以外に幾つか要望がございまして、その主なものとしましては白線、危ないところへ白線を引き直してほしいとか、防護柵を設置してもらいたいという要望は幾つかございました。それにつきましては今年度いただいております予算の通学路区画線整備工事、あるいは交通安全施設整備工事で今現在対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 給食の関係です。議員申されましたように、ここ数年間中学校給食を実施するという方策を教育委員会内部、そして学校関係者、これは給食関係者も含めまして方策を考えてきたところでございます。そして、5月に設計の入札が終わって、設計の方と打ち合わせをして進めていたところでございます。図面ができ上がった段階で学校の関係者、そしてまた保健所等の関係機関との協議も重ねたわけでございます。そうした中で調整等に時間がかかってしまい、このたびのような事態を招いてしまったことにございます。それにつきましても本当に私、事務管理できていなかったと痛切、痛感しているところでございます。おわび申し上げます。

そしてもう一点、保護者の方々、そして学校も含めて、中学校も含めまして関係の皆さんに御迷惑おかけしているところでございます。議員申されましたように、早急に関係者の皆さんに今の現状、そしてこれからの見込みですね、それをお話できたらと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 12番亀井君。

○12番（亀井二三男君） 建設課長、これは未就学児になってあるんですけども、小学校低学年等はやっぱり交通安全でいくんですか。そこら辺がちょっと、未就学児はもちろんのことやけども、小学の低学年の児童もやはり危ない、危険性が出てくると思うんで、十分町内の学校にも、また保育所にもそういった形の中でぜひこういうよいやり方が国の方針があるのであれば進めていっていただきたいと思います。

それから、要するに教育委員会の、僕が思うのは、当初の予算設定のときですね。設計委託料を出してくる、それから工事請負費出してくる、その中で今回上がってきたということは、概算の見積もり差があったということなんですけども、総務課長、その副町長も含めて予算査定するときにはっきり確認した中で予算をとるときにせなんだら、これ正直言うたら本設計、でき上がって幾らになるよというたときに臨時会でも開いてでも予算取りに行くほうが、こんなぶざまなこういう補正、足らなんだら補正したらええんやというんやなしに、一つになると思うんですけど。そういったことも今後検討してよい結果にならん、また同じようなことが来たら同じようなまた質問せなあかんと思います。その点の一つ。ですから、教育長におきましても、今後職員の指導監督のほどよろしくをお願いします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 未就学児以外の小・中学校の通学路に関しましては、通学路、先ほど申し上げました通学路交通安全対策事業、これも同じ社会資本整備総合交付金という国の補助事業がございますので、これをもって継続的に行わせていただきたいと思います。そして、同じ社会資本整備総合交付金でありますので、未就学児も通学路も同じ補助率54%でございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 教育長岡田君。

○教育長（岡田秀洋君） 今回の件につきまして、事業管理に対する指導監督が十分でなかったことは私の責任であり、まことに申しわけなくおわび申し上げます。申しわけございませんでした。議員から御指摘、御指導を重く受けとめて、早期実施に向けて職員一同鋭意努力してまいります。まことに今回は申しわけございませんでした。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

2番東君。

○2番（東 信介君） 当初予算の資料が持っていないので何とも言えんですけど、1億4,500万円ですか。本体建築が9,700万円でしたっけ、落札。これ、あと当初予算と今回の2,500万円足してあと7,300万円ですか。これ分離発注であと電気と厨房の工事と、備品購入、どういう割り振りぐらいを念頭に入れてこれから進めていくのかな。もしこれでもう一つ工事費がふえてきたらまた補正予算ということになるんで、大体どんな感じで考えられてるんか、その辺お聞きます。

○議長（荒尾典男君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 予算の割り振りの件でございます。

当初約1億4,500万円いただいております、それに今回2,500万円、合計1億7,000万円ということになります。そうした中で、建築工事9,712万2,300円、そして電気工事が約1,200万円予定しております。そしてあと、厨房設備工事ですね、厨房施設工事、回転釜でありますとかそういったものの工事ですが、それが約3,700万円でございます。それとあと、この宇久井中学校のランチルームの改修工事、そして那智中学校の施設改修工事、これは両方とも受け入れ側になってまいります。中学校で実施する、下里中学校で調理した給食ですね、それを持ってきて、それを受けるための施設ですが、そちらに約1,500万円ぐらいです。そしてあと、議員申されました工事の高騰、今後予測できない場合も含めまして、残りの部分を合わせて今回2,500万円というような形をとらせていただきました。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2番東君。

○2番（東 信介君） これは受け入れ施設の件は、これはこの給食施設の中に改修には入っていない、別の中学校費で出るん。那智中と宇久井中学校は。別個、一緒、含めて。

備品というのはどんなしてどのぐらい考えてあるんか、その辺だけ。

○議長（荒尾典男君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 今申しましたように、宇久井中と那智中についてはこちらの工事費に入っております。そして、備品につきましては別途予算要求させていただきまして、当初予算のところに入っておる1,900万円ほどの金額になっております。こちらが食器等の備品になっております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

7番引地君。

○7番（引地稔治君） 一点だけ。この畜産団地の災害復旧工事のことで聞きたいんですけど、その工事金額が200万円やったかな、ほんでこの保険でおりたのが80万円なん。そもそも普通に我々考えたらよ、災害で、保険入ってあったら、台風被害あったら、家の台風でやられたとき被害って全額出るやん。で賄い、ほんな、そういう感じの保険なんか、これ災害に起きたところ直すに保険おりてあるのに、工事費が200万円やろ。入ってくる保険の支払い少ないからね。これ、今後、言うたら来年もまた起きるかもわからんやろ。だから、加入してある保険が問題なんか、そういうことも含めてずんずんずんずん毎年災害があるごとにこれ工事費膨らむんちゃうかなという心配があるからね、ちょっと教えて。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

保険の関係なんですけども、台風ということで2分の1の補償というふうに聞いております。ただ、2分の1、200万円でしたら2分の1は100万円なんですけども、対象にならな部分があると、詳しくは資料持っていないんですけども、あると聞いてございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） これ、心配するのが、台風ごとにこれ、ことしこれ工事が200万円で済んださかい、80万円なら、マイナス120万円で済んだらええという、ええんか悪いんかってほった面あるんやけど、これが全体で1,000万円やられたとか、工事費2,000万円やられたと、ほんな500万円しか出やんと、ほんなら500万円要ると。これ毎年こんなことが重ならんかというのも非常に心配な面あるんやの、ここ。何か保険の2分の1っていう、その保険が、保険の掛金にもよるんやろうけどよ、それも考えていろいろせなんたら、これ災害なかったらええけどね、あったらずっと非常に何か怖いような感じにもなるんやけど、よく検討してみて、一遍。どんな方法があるのかっていうのも、全然そのアイデアって思い浮かばんからね。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長在仲君。

○農林水産課長（在仲靖二君） お答えいたします。

私どもも台風のたびにこちらのほうが被害受けておりますので、かなり危惧しているところでございます。ここの下里畜産団地についてはA棟からD棟までありまして、一番被害が大きいのがA棟でございます。今回はCとDがやられているわけでございますけども、その前の台

風でA棟のほうはかなり被害を受けておりまして、A棟のほうはなるべく使わないような格好でできないかということで課内で検討いたしまして、業者さんのほうにもお話しさせていただいて、B棟からD棟の後ろのほうですね、あそこを使っていただくような格好で改修を進める予定でございます。

そしてまた、保険のほうは詳しくわかりませんので、また検討させていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） これ、どこの保険やった。共済保険。何て言う、民間の保険屋なん。保険屋と頑張って交渉して、ようけ出してもろうてよ。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） この保険についてでございます。

町村会のほうの保険で加入しているものでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 7番引地君。

○7番（引地稔治君） そこは加入しといて掛金どんなんかっていうのもあるけど、ほんならほかの民間の保険会社にかけても得やないんかなとかよ、いろいろ考えて、これ大きな災害のとき怖いからね、その辺も検討してて。災害前にことは台風大きいのきたら今度入るとか、1年短期で入っても構わないです。

以上です。意見です、済んません。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） また、給食問題に戻って申しわけないです。2点ございます。

先ほど学校のほうの説明において見込みも含めて御説明させていただきますとおっしゃってましたので、その見込みが教育委員会はどれぐらいと考えてられるのか。

もう一点ですね。この間の委員会でその給食のことが出たときに、人材確保も難しいとおっしゃってました。厨房の厨房員さんですね。そちらのほうの募集とか、もう既に決まっているのかとか。先ほど施設が完成してから二、三カ月かかると、研修で。ということは、どっかの施設に募集をかけた人材を送り出して研修なりをしていただくということになると思うんですけど、人件費もかかることだとは思いますが、それを少しでも前倒しして、もちろん厨房機器がそろってなけりゃ、その新しい施設でできないこともあると思うんですけど、ほかに行って研修するぐらいは並行してできると思いますので、やっぱり町民は少しでも早い実現を願ってますので、そのためにも前倒しでも人材を確保して研修期間を完成までに終えていただくような、そういった考えはなかったでしょうか。お願いします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） まず、保護者の方への説明でございます。こちらにつきましては、工事の工程、そしてその後の、後の御質問にもかかわってまいりますけれども、人材の確保とい

う部分も含めましてなんですが、早急にまずおくらせてしまいますということをまずおわびさせていただきます。そして、工事、3月31日に終わった段階であつてもちょっとおくらせてしまうというような御説明もしていかなければならないと考えております。

それと、人材の確保につきましてです。9月の委員会でもなかなか6人から7人の調理員の確保というの、危機感を持って今懸命に進めていますという御説明させていただきました。なかなかその雇用したがる場所がないというようなこともできませんので、そのあたり工事の進捗を慎重に見きわめながらでございますが、やっていただけた方々へのこれから給食が始まりますのでいかがでしょうかというようなポスターを先日の町展でも張らせていただいたところなんですが、そういう形でできるだけ早く広報できていけるように調整も含めて進めたいと思っております。

そして、人材の確保については全力を尽くして集めていきたいとそうように考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） こちらのほうで。

最後の質問、その人材確保できました、建物はまだ完成じゃなくても、その研修期間を先前倒してほかの施設に派遣して、するというような考えはありますか。

○議長（荒尾典男君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 給食を初めて手がける方の場合、やはり一からという形になります。

そういった中でほかの例えば小学校で研修ができるかどうかも含めまして、小学校も今いっぱいいっぱいやっておりますので、そのあたり状況を見ながらですけれども、できたら事前にやっていけたなど。それで、やはりどうしても現場でないとできないということもあるかと思ひます。そのあたり見きわめながら進めていけたらと思ひております。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 本当に一日でも早い実現を願つてられる町民がおります。そのためにも並行して事業が進むことを願ひますので、よろしく願ひします。

○議長（荒尾典男君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） おくらせてしまつている点は重々反省させていただきまして、できるだけ早くできるように努めてまいりたいと思ひます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第102号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。再開14時35分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時18分 休憩

14時34分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 先ほどの私の答弁の中で、電気関係の工事のほうはまだ実施されてないというような答弁がございましたが、電気関係につきましてはもう発注させていただいておって、これから発注させていただくのが厨房設備の工事であるというふうな形での発言の訂正をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第103号 令和元年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算
(第2号)

○議長（荒尾典男君） 日程第16、議案第103号令和元年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

〔「訂正の承諾は要らないの」と呼ぶ者あり〕

そうでしょうか。ちょっと待って。

ただいまの教育次長の訂正についてお諮りします。

訂正を認めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第103号令和元年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ248万5,000円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ25億8,691万3,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、歳出においては職員人件費の補正と、一般被保険者、退職被保険者の療養費などの費用のそれぞれの実績見込みによる補正、また歳入においては人件費の補正に伴う一般会計繰入金の補正を行うものです。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款7の繰入金の補正により、歳入合計補正前の額25億8,939万8,000円から補正額で248万5,000円を減額し、計で25億8,691万3,000円とするものです。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1の総務費と款2の保険給付費の補正により、歳出合計補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び5ページの歳出、それぞれ補正額は248万5,000円の減額でございます。

5ページの歳出の補正額の財源内訳は、歳出合計で一般財源△248万5,000円となっております。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分2その他一般会計繰入金、補正額248万5,000円の減額は、歳出の人件費の補正に伴い減額となるものでございます。

7ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額248万5,000円の減額は、給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正でございます。

8ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、補正額2,360万6,000円の減額は、実績見込みにより減額するものでございます。

目2退職被保険者等療養給付費、補正額449万2,000円につきましても、実績見込みにより減額するものでございます。

目3一般被保険者療養費、補正額265万4,000円につきましても、実績見込みにより増額するもので、主に補装具や柔道整復に係る療養費の給付実績によるものでございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、補正額1,646万円は、保険者負担分の実績見込みによるもので、主に入院に係るレセプト単価が見込みより増加したことと、申請件数が見込みより増加したことによるものでございます。

次の9ページからは補正予算給与費明細書となっております。説明は割愛させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第103号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第104号 令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）

○議長（荒尾典男君） 日程第17、議案第104号令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第104号について御説明申し上げます。

議案第104号令和元年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第3号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億1,434万2,000円とするものでございます。今回お願いいたします補正予算は、給与改定及び人事異動による人件費の調整でございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款7繰入金の補正で、歳入合計、補正前の額21億1,502万2,000円から補正額68万円を減額し、計21億1,434万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費の補正で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括といたしまして、4ページの歳入、5ページの歳出ともそれぞれ68万円を減額し、歳入歳出同額の21億1,434万2,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額68万円の減額につきましては、給与改定及び人事異動による人件費に対する一般会計からの繰入金の補正をお願いするものでございます。

続きまして、7ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費68万円の減額につきましては、節2給料から節4共済費まで給与改定及び人事異動に伴う人件費の減額により補正をお願いするものでございます。

8ページ、9ページは、補正予算給与費明細書となっております。説明は割愛させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第104号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第105号 令和元年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第18、議案第105号令和元年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第

1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長(村上 茂君) 議案第105号令和元年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第1号)

につきまして御説明させていただきます。

第1条、令和元年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額5億2,795万7,000円に補正予定額90万円を減額し、計5億2,705万7,000円とするものでございます。

第1項営業費用、既決予定額4億7,151万6,000円に補正予定額90万円を減額し、計4億7,061万6,000円とするものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

支出でございます。

(1)職員給与費、既決予定額8,796万1,000円に補正予定額90万円を減額し、計8,706万1,000円とするものでございます。

第4条、改元日以降は平成31年度予算全体における元号の表示を令和に統一するものとする。

2ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、既決予定額9,897万1,000円に補正予定額91万3,000円を追加し、計9,988万4,000円とするものでございます。

目2配水及び給水費、既決予定額5,207万5,000円に補正予定額4万7,000円を追加し、計5,212万2,000円とするものでございます。

目3総係費、既決予定額6,469万5,000円に補正予定額186万円を減額し、計6,283万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費から目3総係費におきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正でございます。

4ページから6ページにつきましては、補正予算給与明細書となっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第105号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 議案第106号 令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第19、議案第106号令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第106号令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和元年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款病院事業費用、既決予定額23億8,835万3,000円に補正予定額392万9,000円を増額し、計23億9,228万2,000円とするものです。

第1項医業費用、既決予定額23億624万7,000円に補正予定額392万9,000円を増額し、計23億1,017万6,000円とするものです。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、(1)職員給与費、既決予定額14億2,494万9,000円に補正予定額392万9,000円を増額し、計14億2,887万8,000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

2 ページは、予算に関する説明書実施計画となっております。内容につきましては前ページの説明と重複いたしますので説明は省略させていただきます。

3 ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の支出でございます。

款 1 病院事業費用、項 1 医業費用、目 1 給与費です。既決予定額14億2,494万9,000円に補正予定額392万9,000円を増額し、計14億2,887万8,000円とするものでございます。節 4 准看護師給から節11事務員手当まで、給与改定、人事異動実績による人件費の補正をお願いするものがあります。詳細につきましては説明欄に記載のとおりであります。

4 ページから 7 ページは補正予算給与費明細書でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） この議案第106号、町立温泉病院の人勸に関するものとなっておりますけれども、主に医師と医療技術員の超勤の補正がこの中に入っております。そういうふうな予算かと思っております。

先ほど省略をされました給与費明細書の中で、5 ページ3 のところに給料及び手当の状況つというのがありますけれども、これ看護師職について行政職の1 表、准看護師さんも行政職の1 表を使われているんですね。これ人勸については当然のことだと思うんですけども、これちょっと改めるべきは改めていったほうが、これでいいのかなという気はするんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） お答えいたします。

看護師に関しまして行政職の給料表を使っているということで、これは長年の、実は病院にとりまして懸案になっておりまして、本来であれば医療職の表を適用すべきところであります。今病院の職員組合の関係もございまして、鋭意交渉はしておりますがなかなかその調整等の作業ができずに現在のところ以前のまま行政職の表となっております。これにつきまして、できるだけ早く本来の形である医療職表への切りかえにつきまして調整を図ってまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 町立温泉病院は新しい病院となって、また新たな経営に向かって皆さん邁進しているところかと思えます。看護師さんの職場というのは本当に大変な職種でありまして、それに見合った給与表を適用する、特に若い方々については給与の改善となるように御検討いただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 御指摘のとおりかと思います。鋭意努力してまいります。よろしく  
お願いします。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。  
討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。  
採決を行います。  
議案第106号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第107号 中学校給食施設整備（建築）工事請負契約について

○議長（荒尾典男君） 日程第20、議案第107号中学校給食施設整備（建築）工事請負契約につい
てを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議案第107号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第107号朗読〕

次のページ、入札執行調書をお願いいたします。

11月25日に指名業者9者のうち2者辞退で入札を行いましたところ、木原造林株式会社が落
札いたしました。なお、落札予定価格を上回る額で応札を行ったことにより、2者が失格とな
っております。落札額は8,829万3,000円、落札率90.27%でございます。契約額は9,712万
2,300円でございます。

工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造2階、下里中学校1階教室の一部を約52平方
メートル増築して、給排水設備、ガス設備、衛生器具、空調換気設備等の新設を行い、給食調
理室に改修改築するものでございます。お手元に今回発注しました給食施設の配置図と平面図
を配付させていただいております。

契約工期は、令和2年3月31日まででございます。

なお、屋外の高圧受電設備工事につきましては分割発注させていただいております。

説明は以上でございます。何とぞ御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第107号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 諮問第4号 人権擁護委員の推薦について

○議長（荒尾典男君） 日程第21、諮問第4号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 諮問第4号人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

〔諮問第4号朗読〕

人権擁護委員につきましては、人権擁護委員法に基づき法務大臣の委嘱によるものでございますが、同法第6条第3項において、市町村長は法務大臣に対しその市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定しています。現在、本町におきましては6名の人権擁護委員さんが委嘱され御活躍いただいています。今回久保美恵子氏が令和2年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き推薦いたしたく議会にお諮りするものでございます。

任期は3年でございます。

久保氏は、平成23年から現在まで人権擁護委員として、また平成19年より民生児童委員として御活躍されています。保育所長としての経験もあり、子供から高齢者まで幅広く相談業務に対応されており、その豊富な経験から人権擁護委員として今後もこれまで以上に御活躍いただけるものと考え、再度推薦するものでございます。

今回、議会の同意をいただきましたならば、法務大臣の委嘱によります任期は令和2年7月1日から3カ年となる予定でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

諮問第4号について適任者として答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は適任者として答申することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時05分 散会